

第10回「泉大津まるごとバル」2026 参加店募集要領

泉大津商工会議所
泉大津サプライズ協議会

1. 事業の目的

泉大津市内の飲食店、小売店をPRすることで新規顧客獲得を促進し、まちの魅力を発信することで地域経済の活性化を図る。

2. 事業内容

- 参加店舗には、事前にエントリーする部門を決めていただきます。
①テイクアウト・食品小売販売部門 ②店内飲食部門
- 参加店舗には、期間中、泉大津まるごとバルチケット1枚以上（600円/枚）で提供する「チケット限定メニュー」を決め、お客様に提供していただきます。
※チケット限定メニュー ⇔ 「各店が趣向を凝らした食べ物」又は「お店の自慢の逸品」
※商品の値引きになるようなメニュー設定はできる限りお控えください。
- お客様には事前に泉大津まるごとバルチケットを購入していただきます。
チケットとチラシを手に気になるお店を訪問してもらい、テイクアウトか店内飲食によりチケット限定メニューを気軽に楽しんでいただきます。

♪ 今回も参加店によりメニューの価格設定が出来ます ♪

チケット限定メニューを考え、チケットの枚数に換算して申込書に記載してください。店舗ごとにチケットの枚数を変えることができます。

チケット枚数の上限は3枚まで！1枚の金額が500円から600円に！！

【限定メニューの提供】

例

消費者が少しお得になるような1,200円以上のメニュー

【支払い】

バルチケット
2枚分
=1,200円分

例えば…

チケット1枚の600円で
ほろ酔いセットまたはチケ
ット3枚で1,800円の
限定メニューなど、店舗に
よって自由なメニュー構成
ができます！

3. 開催期間等

(1) 限定メニュー提供期間 7月1日（水）～7月15日（水）

※限定メニュー提供期間は指定した店休日以外は営業してください。やむを得ず、
休業する場合は必ず、主催者までご一報ください。

(2) 金券期間 7月16日（木）～7月31日（金）

※金券期間は、限定メニュー提供期間に購入した「泉大津まるごとバルチケット」を使
いきれなかったお客様への救済措置並びに再来店を促すために実施するものです。泉
大津まるごとバルチケット1枚を600円分の金券として取り扱ってください（釣り
銭は出ません）。

(3) チケット利用期間 7月1日（水）～7月31日（金）

4. 参加費

(1) 無料

5. 泉大津まるごとバルチケットについて

- (1) 名称 泉大津まるごとバル（以下「チケット」という）
- (2) 発行者 泉大津サプライズ協議会（管理運営：泉大津商工会議所）
- (3) 発行枚数 5枚綴り券：2,000冊

- (4) 販 売 価 格 5枚綴り券：3,000円/冊
(5) 販 売 場 所 泉大津商工会議所、テクスピア大阪、泉大津市内の郵便局（予定）、販売を希望する参加店舗
(6) 販 売 期 間 5月25日（月）～7月15日（水）（予定）

※チケット販売店を希望される店舗については、5月19日（火）から25日（月）までの間に泉大津商工会議所へご来所のうえ、ご購入ください。なお、期間中のご購入が難しい場合は、販売期間に最寄りの販売場所にてご購入いただいた後、主催者までご一報ください。

6. 換 金

- (1) 換 金 額 600円/枚
(2) 換金請求期間 7月2日（木）～8月24日（月）
(3) 換 金 方 法 換金申請書と受け取ったチケットを泉大津商工会議所に持参（泉大津市田中町10番7号 2階）。
(4) 振 込 日 9月15日（火）までに指定口座に振込みます。
(5) 換金手数料

○泉大津商工会議所会員店舗：換金手数料なし
○泉大津商工会議所非会員店舗：換金額から10%の換金手数料を差引いて振込みます。
○対象：バルチケットのみ（スタンプラリー商品券は対象外）。
※令和8年4月1日時点で泉大津商工会議所の会員であるかどうかで判断します。

(6) 振込手数料

○泉大津商工会議所会員店舗：初回は無料。
○泉大津商工会議所非会員店舗：下記表の振込手数料を差引いて振込み。
※大阪信用金庫泉大津支店からATMもしくは窓口にて振込みます。

（令和8年1月6日現在の手数料は下表の通り）

振込先 金額	大阪信用金庫 泉大津支店あて	大阪信用金庫 本支店あて	左記以外の 金融機関あて
5万円未満	110円	110円	380円
5万円以上	330円	330円	550円
10万円以上	440円	440円	770円

※会員・非会員にかかわらず2回目以降は参加店の負担となります。

7. 参加条件

- (1) 泉大津市内に実店舗を有し、営業していること。
(2) 必要な許認可を取得していること。
(3) スタンプラリーに参加すること。
(4) 積極的にチケットを販売すること。
※できる限り、事前に1冊以上買取っていただき、チケットを販売していただきます。
売残り分は換金の際に一緒に手続きさせていただきます。
(5) 自店で運用しているSNSや店舗等にて情報発信の協力ができること。
(6) 限定メニュー提供期間は指定した店休日以外は営業してください。やむを得ず、休業する場合は必ず、主催者までご一報ください。

8. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 本チケットは各店舗の指定するメニューにのみ使用できます。
(2) 不足分は現金等で受け取ってください（限定メニュー提供期間中は他のメニューに本チケットは使用できません）。
(3) 利用期間を過ぎたチケットは受け取らないでください。
(4) チケットの紛失及び盗難は、全て自己責任となります。

(5) 金券期間では、限定メニューの提供はありません。既存メニューを提供してください。

9. スタンプラリー

(1) 目的

販売促進でお客様に店舗を周回してもらうため、スタンプラリーを実施します。スタンプラリー台紙をお持ちのお客様に対して、会計時に店舗のスタンプを押印してください。異なる店舗のスタンプを2つ集めていただき、泉大津商工会議所へ応募いただいた方を対象に抽選で賞品をプレゼントします。

(2) 実施期間

7月1日（水）～7月15日（水）

(3) スタンプ

お店でスタンプを1つ決めてください。

(4) 応募方法

- ① 異なる店舗を2件回り、スタンプラリー台紙に押印します
(※スタンプラリー台紙はチケット台紙に付いています)。
- ② 官製はがきにスタンプラリー台紙を貼付し、必要事項を記入のうえ、提出方法は郵送に限ります。泉大津商工会議所へ送付してください。
- ③ スタンプラリーの応募資格は、チケットを購入した方のみとなります。

(5) 応募締切

7月22日（水） 当日消印有効

(6) 賞品

参加店舗で利用できる商品券（3,000円分）200本（予定）

参加店舗からの協賛品（任意）

※例えば、9月1日から10月31日まで貴店で使用できる商品券3,000円分や3,000円相当商品引換券など（期間や金額はご都合に合わせてご調整いただいて構いません）

※割引券は不可とします。

(7) 当選確認

当選者の発表は、商品引換ハガキの発送をもって代えさせていただきます。

(8) 商品券引換期間

商品引換ハガキ到着から8月31日（月）まで

引換場所は泉大津商工会議所です。

(9) 商品券使用期間

9月30日（水）まで

(10) 商品券換金期間

10月1日（木）～11月13日（金）

換金方法については別途ご案内いたします。

協賛品のご
提供をお願
いします

10. テイクアウトメニューの販売並びに調理における注意事項

テイクアウトは、店内で提供するよりも喫食までに時間がかかるため、食中毒を起こす可能性が高くなることから、通常の一般衛生管理を励行するとともに、以下の点に注意してください。

- (1) 作り置きはせず、原則として注文に応じて調理するなど、設備や人的能力に応じた計画的な調理を行ってください。
- (2) 胃腸炎症状など体調不良のある従事者は、調理に従事させないでください。
- (3) 食品は中心部まで十分に加熱（85～90℃で90秒間以上）してください。
- (4) 未加熱の生野菜や卵焼きは提供メニューから外してください。
- (5) 調理後の食品は長時間常温で放置しないでください。
- (6) 食品を容器に詰める際は素手で行わず調理器具や使い捨て手袋を使用し、食品は十分に冷ました後に詰めてください。
- (7) 販売の際には、クーラーボックス、保冷庫等を使用するなど、適切な温度管理を行ってください。特に屋外で販売する場合は、日光に直接さらさず、長時間にわたり不適

- 切な温度で陳列することのないよう注意してください。
- (8) 調理後の食品は、調理終了後から2時間以内の喫食が望ましいと言われています。購入後は早めに食べるよう、お客様へ受け渡し時に声かけをして促してください。
- (9) 販売された食品の安全性を必要に応じ検査するための「検食」を保存してください（冷蔵又は冷凍で72時間）。

11. 参加店舗の資格

泉大津市内に実店舗を有している飲食店及び食品小売店で、次に掲げる(1)～(3)に該当する事業者を除いた店舗。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業をおこなっている事業者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合は業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっている事業者。
- (3) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

12. 参加店舗の責務等

- (1) バルチケット販売の参加店は、参加店(チケット販売店)であることが一目で分かるように、店内の利用者が見やすい場所にバルメニューの写真を掲載した店内POPを掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだチケットは、受け取る際に偽造等の問題がないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造されたチケットと判別できる場合は受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに主催者まで報告してください。
- (3) チケットを受け取った時は、他店での再使用を防止するため、チケット裏面の所定欄に参加店名を記入(スタンプ可)、受領印として代表者印を押印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- (4) 利用者から受け取ったチケットの紛失や盗難、滅失または偽造・模造、換金期限切れ等による損失は参加店の責務とし、主催者は責を負いません。
- (5) イベント期間中は団体予約等で来店されたお客様を断らないようにしてください。また、チラシ案内等に記載されている営業時間を厳守してください。
- (6) 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置など発令された場合は、その要請に従ってください。

13. その他・諸注意

- (1) イベント当日のお客様の動員人員数はお約束できません。
- (2) 泉大津まるごとバルチケット1枚には、消費税・席料等の入店時の費用が含まれています。
- (3) 追加注文につきましては、各店舗のルールでお願いします。
- (4) 限定メニューが売り切れた場合でも、泉大津まるごとバルチケットが利用できるように別メニューでの対応をお願いします。

14. 申込・問い合わせ先

泉大津サプライズ協議会(泉大津商工会議所内)
電話番号: 0725-23-1111
電子メール: info@izumiotsu-cci.or.jp